



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
2月9日  
号外(1)  
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 人事委員会公告

令和5年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)一先行実施枠(総合土木)一公告..... 1

## 人事委員会公告

### 令和5年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)一先行実施枠(総合土木)一公告

令和5年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)一先行実施枠(総合土木)一を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和5年2月9日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

#### 1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
総合土木	14人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

#### 2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成9年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)もしくは高等専門学校(以下「大学等」という。)を卒業した者または令和6年3月31日までに大学等を卒業する見込みの者

(イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

#### 3 第1次試験

(1) 試験日 令和5年4月9日(日)

(2) 場所 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)

(3) 方法 能力検査および大学卒業程度の筆記試験(専門試験)を、次の方法により行います(200点満点)。

ア 能力検査(配点100点) 択一式により、多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について筆記試験を行います。

イ 専門試験(配点100点) 択一式および記述式により、専門的知識および能力について筆記試験を行います。択一式は30問出題、全問必須解答とします。記述式は4問中2問の選択解答とします。出題分野は、別表のとおりです。

(4) 第1次試験合格者の発表 令和5年4月下旬に滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg>)

jp/kensei/jinji/saiyou/) において受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

#### 4 第2次試験

##### (1) 日時および場所

ア 論文試験 第1次試験日(令和5年4月9日(日))と同日に同会場で実施します。

イ 口述試験 令和5年6月上旬に大津市内で行う予定です。詳しい日時、場所等は、第1次試験の合格者に通知します。

ウ 適性検査 第1次試験合格者に対して令和5年5月上旬から同月中旬にインターネットを利用したWeb方式により実施します。詳細は、第1次試験の合格者に通知します。

##### (2) 方法 第1次試験の合格者に対して、論文試験、口述試験および適性検査を、次の方法により行います(500点満点)。

ア 論文試験(配点100点) 識見、思考力、表現力等について試験を行います。第1次試験日(令和5年4月9日(日))に実施し、第1次試験の合格者のみ採点を行います。

イ 口述試験(配点400点) 人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。

ウ 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(700点満点)。

#### 5 最終合格者の発表 令和5年6月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

#### 6 採用および給与

(1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用日は、令和6年4月1日を基本としつつ、合格者に令和5年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

(2) 給料は、月額206,076円(地域手当を含みます。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和5年4月1日時点のものです。

(3) 平成14年4月2日以降に生まれた者で、大学等卒業見込みを要件として受験したものが、所定の時期までに大学等を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。

(4) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

#### 7 受験手続および受付期間

##### (1) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ 身体に障害があり、特別の措置(車椅子の使用や拡大文字による受験等)を必要とする場合は、必ず申込みの際に滋賀県人事委員会事務局までその旨を連絡してください。なお、申込受付期間中に連絡がない場合は、特別措置の対応はできません。

(2) 受付期間 令和5年3月1日(水)午前9時から令和5年3月27日(月)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。

#### 8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
----	----------	------	--------	------

第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位 ならびに専門試験の得点	第1次試験合格発表 の日から1か月間	滋賀県人事委員会事 務局(大津市京町四 丁目1番1号 県庁 東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験 の合計得点とを合算して得た総 合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表 の日から1か月間	

## 別表

出 題 分 野
数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工、土壌物理、 農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農学一般

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。

